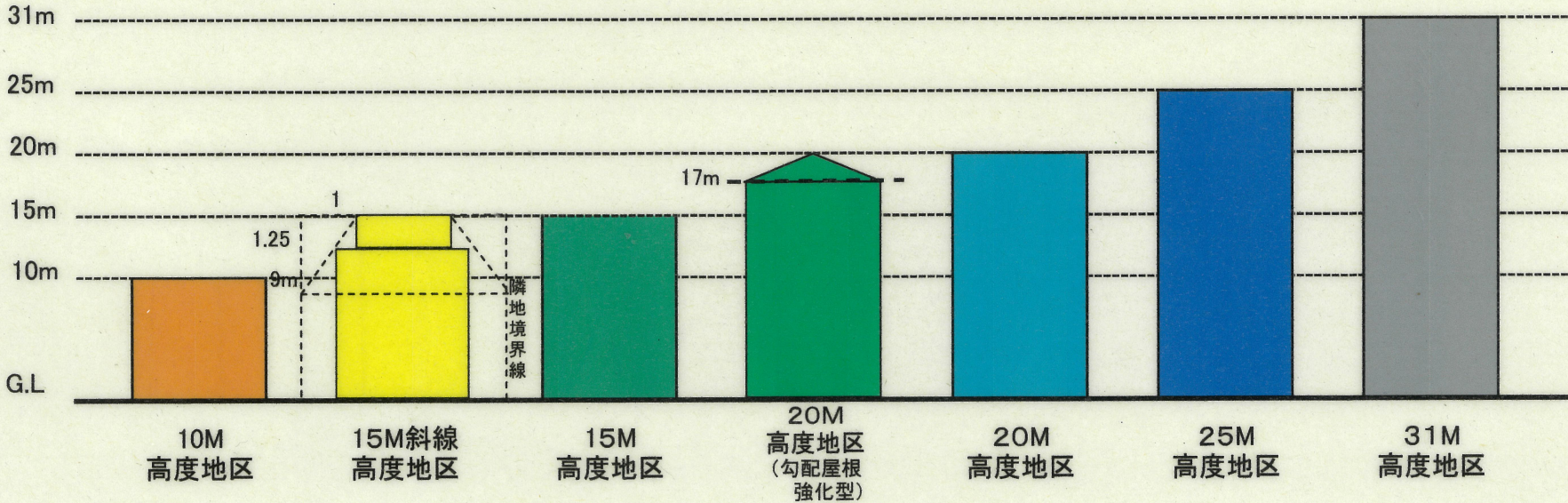
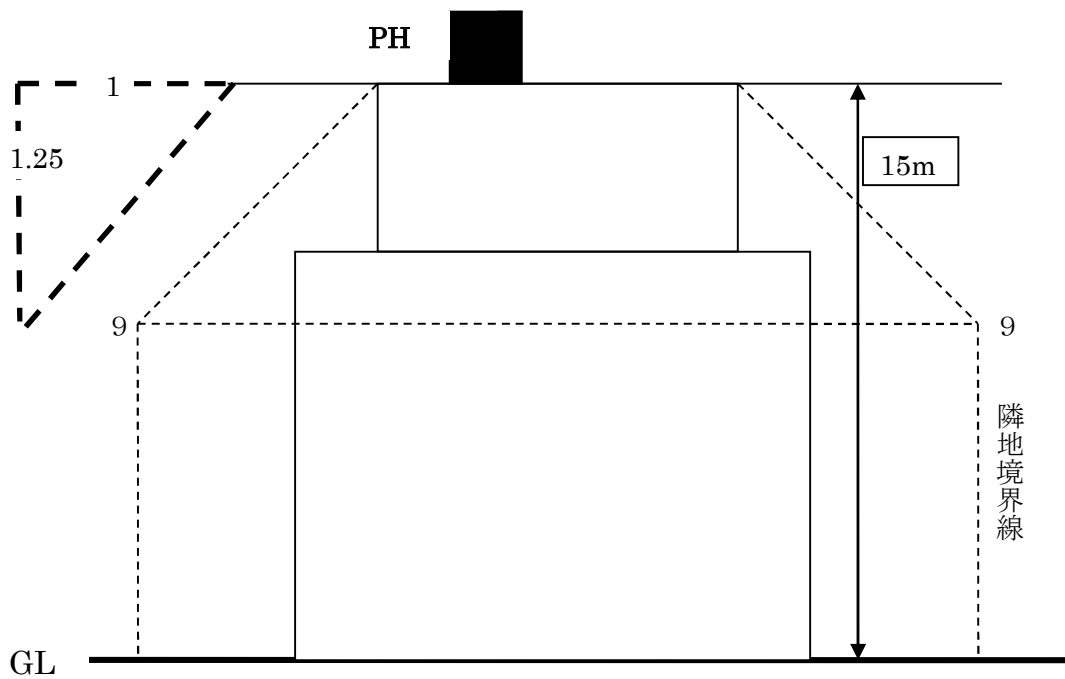


# 檜原市高度地区の概要



## 15m 斜線高度地区

建築物の高さは、その最高限度を 15m とし、かつ、建築物の各部分の高さを当該各部分から隣地境界線までの水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 9m を加えたもの以下とする。



# 「勾配屋根建築物」に関する基準

檀 原 市

## 第 1 (趣旨)

この基準は、20m 高度地区 (勾配屋根強化型) に関する「勾配屋根建築物」について、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 (定義)

「勾配屋根建築物」とは、次のいずれかに該当する建築物として、檀原市長が認めたものをいう。

1. 当該高度地区において示されている軒の高さ 17m を超える屋根のすべての部分が次の要件を満たす建築物
  - ア. 3/10 から 7/10 までの傾きの勾配屋根であること。
  - イ. 屋根の形態は、切妻屋根、寄棟屋根、入母屋屋根又はこれらのもので構成されているものであること。
  - ウ. 屋根面は、平面で構成されているものであること。
2. 前項の建築物に類する建築物で、環境上、景観上支障ないと認められるもの

## 附則

この基準は、平成 15 年 1 月 6 日から施行する。